

整理番号	計調一条不ー 5
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域再生エリアマネジメント負担金各受益事業者納付額徴収猶予の取消し
概要	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例に基づき各受益事業者から徴収する負担金（各受益事業者納付額）については、災害その他特別の事由があると認められるときは徴収を猶予することができますが、下記の基準に抵触する場合は徴収の猶予を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例第 8 条第 1 項 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html) 大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例施行規則第 6 条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000596601.html)
処分基準	各受益事業者納付額の徴収の猶予を受けた受益事業者について、財産の状況その他の事業の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められる場合は、その徴収の猶予を取り消すことがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html
備考	